

公衆衛生に与える影響が少なく、届出不要な営業 (＝衛生管理計画の作成を要しない営業)の考え方

業態	公衆衛生上のリスク	具体的な業種	備考
容器包装に入れられた常温保存食品のみを保管・販売する営業	食品自体の安定性が高く、食中毒のリスクが低い。	食料品店 駄菓子屋 酒屋	合わせて紙パック等の要冷蔵飲料、アイス・氷菓等の販売を行う場合は届出が必要。
食品そのものを直接取り扱わない(伝票のやり取りのみの)営業	—	輸入業 卸売業	—
顧客(荷主)との契約や約款により食品を取り扱う営業	衛生管理の責任は荷主側にあり、荷主が保管・運搬の部分も含めて計画を作成。	輸送業(宅配便等を含む。) 常温倉庫(冷蔵・冷凍業を除く)	—
缶、瓶等の包装食品の自動販売機	—	—	—